5　不動産業監視官は、命を受けて、不動産業に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに調整並びに不動産業を営む者の監視に関する事務で特定事項に関するもの（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　建設業政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（総合政策局並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

7・8　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室）

第四十三条の四　建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室を置く。

2　専門工事業・建設関連業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　測量業の発達、改善及び調整に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

5　不動産業監視官は、命を受けて、不動産業に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに調整並びに不動産業を営む者の監視に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。

（入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　建設業政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（総合政策局並びに国際課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

7・8　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備企画官）

第四十三条の四　建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室及び労働資材対策室並びに建設市場整備企画官一人を置く。

2　専門工事業・建設関連業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　測量業の発達、改善及び調整に関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（都市政策調査室及び都市環境政策室並びに都市政策企画官及び都市再構築企画官）

第四十五条　都市政策課に、都市政策調査室及び都市環境政策室並びに都市政策企画官及び都市再構築企画官それぞれ一人を置く。

2　都市政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

三～七　（略）

3～5　（略）

（削る）

4　労働資材対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業者及び建設コンサルタントの労働力及び資材の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二　直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

三　直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

5　労働資材対策室に、室長を置く。

6　建設市場整備企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設市場整備課の所掌事務に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　専門工事業に係る産業構造の改善対策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

三　建設業に係る金融に関する特定事項についての企画及び立案並びに指導に関すること。

（都市政策調査室、都市環境政策室及び都市再構築政策室並びに都市政策企画官）

第四十五条　都市政策課に、都市政策調査室、都市環境政策室及び都市再構築政策室並びに都市政策企画官一人を置く。

2　都市政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

四～八　（略）

3～5　（略）

6　都市再構築政策室は、都市局の所掌事務に関する都市の再構築に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。